良質なテレワークの普及・活用に向けて

-より豊かなライフサイクル/より効率的な企業経営の実現に向けて-

平成26年5月9日 自由民主党 テレワーク推進特命委員会

良質なテレワークの普及・活用に向けて

ーより豊かなライフサイクル/より効率的な企業経営の実現に向けて一

平成26年5月9日 自由民主党テレワーク推進特命委員会

1. はじめに

- 我が国においては、少子高齢化に伴い労働力人口が減少する中、 2060年には高齢化率は40%近い水準になると想定されている。若者、 女性、高齢者等の活躍の機会を拡大させ、すべての人材が能力を高め、 その能力を存分に発揮できる「全員参加の社会」を構築する必要があ る。
- 一方、景気が緩やかに回復している中、雇用情勢は改善が進んでいるものの、地域によってばらつきが見られる。
- また、最近の情報通信技術の進歩とネットワーク環境の整備等を背景に、様々な局面で時間的・空間的な拡大が進んでいる。それに合わせて国民生活や働き方も大きく変化しており、労働環境の改善を含む就業支援策に対するニーズはますます多様化している状況にある。
- 平成 16 年 6 月には自由民主党労働調査会在宅就業・在宅勤務に関する小委員会で中間とりまとめが行われ、政府においてもテレワークを推進する様々な施策が講じられてきた。
- 近年、テレワーク人口は増加傾向にあるものの、テレワーク導入企業は 11.5% (平成 24 年末)に止まり、特に中小規模の企業での導入が進んでいない状況にある。また、職種別にみると、個々人の裁量度が高い研究・開発部門では進んでいるものの、会計・経理部門等のバックオフィスでは進んでいない状況が認められる。
- 一方、情報通信機器の多様化といった状況への対応、など、テレワークが全国的に展開されるにあたり明らかとなってきた課題もある。
- また、様々な取組を通じてテレワーク導入や事業展開のノウハウが 集積され、テレワークの効果と更なる可能性についても、新たに議論 すべき段階を迎えている。今後の労働力人口の減少を見据えると、我 が国はいまこそ社会的要請に応える新たな経済活性化策の一つとし て、新たなテレワークの普及・活用策を打ち出すべきと考える。
- 安倍内閣総理大臣も施政方針演説や国会での質疑等を通じて、政府 としてこれまでになくテレワークの普及・促進に取り組む決意を示し ている。
- 本特命委員会においては、このような観点から我が国におけるテレ

ワークの位置づけを明確にし、これからのテレワークの普及・活用に 向けた新たな政策的取組の方向性を議論した。

○ 以下で述べるように、テレワークは、まず、働く人がより豊かに生きるために、そして同時に企業が一層の成長を果たすためにも、有効である。我が国社会がより豊かになるためにも、この提言を基に、平成 26 年をテレワーク元年として良質なテレワークが広く日本に普及することを期待する。

2. テレワークの定義・分類

- テレワークとは、個々人の事情や仕事の内容に応じて、ICTを活用し、外出先や自宅、さらには地方都市や、山間地域等を含む遠隔地など、場所にとらわれない働き方であり、多様で柔軟な働き方を実現するための有力なツールとなり得るものである。
- また、雇用型又は自営型という就業形態に関する視点と、在宅型、 モバイル型、サテライトオフィスなどという場所に関する視点によっ て、テレワークの実態を分類することができる。

3. テレワークの効果と可能性

○ テレワークを推進する効果と可能性としては、主として以下のよう なものが考えられる。

(働く人のメリット)

- 通勤時間の削減による家事・育児・睡眠等の生活時間の増加による 健康への好影響、個々人の事情に応じた勤務時間の調整など、働く人 のワーク・ライフ・バランスの実現を図ることができる。
- 育児·介護等の事情を抱えている場合でも、仕事を継続することが 容易となる。
- 女性の社会進出や、男性の育児参加、仕事と介護の両立の促進につ ながる。
- 高齢者が培った能力や経験を活かして活躍し続けられる。
- 障害者がそれぞれの状態に応じて就業ができる。
- 都市部の仕事を地方に居ながらできることとなるため、雇用を創出 する企業が無い地方でも、雇用創出につながる。

(企業のメリット)

- 労働力人口が減少する中、広く優秀な人材を集めることができる。
- 企業内で育成してきた優秀な人材が、育児·介護等により離職する ことを防ぐことができる。

- タブレット端末等の利便性の高い情報通信機器の導入、情報・知識の電子化・共有化等による業務効率化やビジネスの高付加価値化などのICT効果、働く人自らが業務上最適なICT環境や就労場所等を選択することによる業務効率の上昇という個々人の生産性効果により、生産性の向上が見込まれる。なお、効果的なテレワークの導入には、導入事業者によるBPR (Business Process Reengineering)が必須である。
- 自然災害等の緊急時に働く人が出勤困難な状況となった場合にも、 事業の継続性を確保することができる。
- 交通費やオフィス経費などのコスト削減効果もある。

(社会的なメリット)

- 女性の社会進出や、男性の育児参加、仕事と介護の両立などを促進 し、少子高齢社会における労働力の確保につながる。
- 都市部の仕事を地方で処理することが可能となるため、地方の雇用 創出による人材流出防止など、地域活性化に資する。

4. 普及・活用についての現状の課題

○ テレワークの実施に当たっては、ワーク・ライフ・バランスの実現や 生産性の向上など、働く人・企業の双方にメリットのある良質なテレ ワークの普及・活用を図っていくことが重要である。そのため、次の ようなテレワークの課題に配慮した普及・活用に努める必要がある。

(意識改革)

- 「テレワーク」という働き方の国民全体の認知度を向上させること が最も重要である。
- テレワークを導入しない理由として、メリットがよくわからないとの意見もある。経営者の意識改革を促していくことが重要であり、生産性の向上等の企業経営上のメリットや、仕事と育児・介護の両立などの好事例等を積極的に発信していく必要がある。
- テレワークを行う場合、働く人には自己管理等がこれまで以上に求められるとともに、個人のキャリア意識や自分のライフデザインを持ち、高めていくことも求められる。

(人事労務管理)

- 企業ではテレワークをしている者の勤務状況や仕事内容を確認し にくく、評価の仕方が課題となっている。
- 労働時間の自由度が増し、成果による評価が行われること等により、 働く人が働き過ぎてしまう場合がある。

○ テレワークを行う場合であっても、組織として事業活動を行う中では、対面でのコミュニケーションが重要であることに留意する必要がある。

(環境整備)

- テレワークを導入する企業にノウハウの提供やテレワーク環境整備に対する経済的な支援を行うことも必要である。
- これらを実現するインフラ等として、情報セキュリティ確保に関する支援や、山間部などの過疎地域や離島も含めた全国各地でテレワークを可能とする情報通信基盤の整備を促進していくことが重要である。

5. テレワークの普及・活用に向けた取組の段階付け

- 効果的にテレワークを普及・活用するため、できるところから実施するものと中長期的に実施するものにわけて取組を進めていくことが重要である。その際に、新しい仕組みゆえの課題 (7. に後述)が発生することや海外での動向も視野に、常に現状の把握と改善をすることが必要である。
- まずは、企業においてテレワークを行う環境を整備し、モバイル型、サテライトオフィスで働く人をはじめ企業に雇用されている人等のテレワークを普及・活用することが重要である。この普及を通じて、「テレワーク」という働き方が当たり前となるよう、社会的認知度を高める。その際、導入が進んでいない中小企業や会計・経理部門等のバックオフィスでの導入が進むよう積極的に支援する必要がある。
- また、対面でのコミュニケーションの重要性や週1日から2日の 在宅勤務でも効用が大きいことに鑑み、例えば週1日の在宅勤務な ど、職場勤務と在宅勤務を組み合わせた仕事の仕方の普及を支援す ることも考える必要がある。
- 雇用型テレワークの推進により社会的認知度を高める一方で、潜在的労働力の掘り起こしや、地域での就労に効果の高い自営型テレワークの中長期での普及を進める。その際には、「働く側」と「業務を提供する側」の双方の現状を把握できる業種・業態に、調整及び促進の役割が期待できる。

6. 課題を越えてテレワークを推進するための施策

(できるところから実施するもの)

- 〇 テレワークの普及・啓発
 - ・ 就業形態に関する視点と就業場所に関する視点に基づき、テレ ワーク従事者の実態を把握する。

- ・ テレワークの定義・分類・効果についての広報を進めることにより、都市部の企業が地方在住者の雇用も可能となることなどを 普及・啓発する。
- ・ テレワークの認知度を高めるため、「テレワークデイ」や「テレワークウィーク」を創設することを政策目的、体制を含め検討する。
- ・ フォーラム等の機会を捉えて、企業の経営層等を対象に、テレワークが生産性の向上などビジネスに資する旨の普及・啓発を、具体的な手法や効果の例示を通じて実施する。
- ・ 霞ヶ関の省庁において、ロードマップを作成するなど計画的にテレワークの普及を進め、民間や地方公共団体への波及を促すとともに、地方公共団体に対して、テレワークを導入できるよう好事例の周知などの支援を行う。

○ 企業等のテレワーク導入の支援

- ・ テレワークを先進的に進める企業に対する表彰制度を創設すると ともに、政府における総合データベース等において企業の取組を可 視化(情報開示)するなど、その取組を幅広く周知する。
- ・ テレワークの導入・運用に資するため、労務管理や情報通信技術 等に関するセミナーの開催やコンサルティングを行う。
- ・ テレワークモデルの構築に向けた実証やテレワークに取り組む業 界団体への支援などにより、企業に導入のノウハウを提供する。
- ・ 特に中小企業にテレワークの導入を促すため、助成金の拡充や「生産性向上設備投資促進税制」の活用などの経済的支援を行う。
- ・ 企業がテレワーカーの労働時間管理などを容易にできるよう労働時間等設定改善指針の改正を行うとともに、Q&Aの作成、各種ガイドラインの周知の強化を行う。

〇 テレワーク導入に資するインフラ整備

- 過疎地域等に携帯電話や超高速ブロードバンドに係る設備を整備 する場合に費用の支援を行う。
- Wi-Fi 利用環境の整備の促進を行う。
- ・ テレワークセキュリティガイドラインの周知普及により、テレワーク導入時における情報セキュリティ確保に関する支援を行う。

○ 育児を行う人や障害者等のテレワーク活用に向けた支援

- ・ ハローワークにおける在宅勤務の紹介を充実させ、テレワークに よる雇用を可能とする企業とのマッチングを促進させる。
- ・ 雇用保険の育児休業給付の支給にあたっての就労要件を月 10 日 以下から月 80 時間以下に見直し、育児休業期間中の柔軟な就労を 支援する。
- ・ 多様な働き方の選択肢を拡大するため、次世代育成支援対策推進

法に基づく「くるみん」マークの認定基準において、テレワークに 関する措置の位置づけを明確化することを検討する。

・ テレワークは障害者にとっても有効であるため、障害者が安心して働くことができるテレワーク環境の整備を目指し、障害者の在宅就業の事例を収集するとともに、障害者が在宅就業を推進する上で利用可能な支援措置の情報をとりまとめ、周知を行う。

(中長期的に取り組むもの)

〇 適切な評価指標の設定と実態把握

- ・ PDCA サイクルを踏まえて施策を推進していく中で、新たな評価 指標(KPI)の設定・見直し等について検討を行う。
- ・ 効果的な施策を検討できるよう、テレワーカーの生活実態や企業 の導入状況等をきめ細かく把握する。

○ 地方の活性化に資するテレワークの普及・促進

・ テレワークを推進するための誰でも利用できる展開拠点(テレワークセンター)の実証や、育児を行う人等を含め、需要、機能等の 把握を行い、地方活性化に資するテレワークセンター整備の推進方 策を検討する。

〇 自営型テレワークへの支援

- ・ 起業意欲のある女性や若者を対象に、必要な資金について低利で の融資や補助を行う。
- クラウドソーシングなどのIT化についての支援を行う。

7. 留意すべき点

- テレワークは、企業の生産性向上や働く人のワーク・ライフ・バランスの向上に資するものであるが、推進にあたっては、
 - どこでも働くことができるため、働き過ぎてしまうこと
 - 処遇が低くなる恐れがあること
 - 海外への発注も可能となることから、国内の業務が減少する恐れがあること
 - ・ 自営型テレワークについて、企業と働く人の、情報格差をはじめ とする不均衡があること

などの点についても留意し、働く人・企業の双方にメリットのある良質なテレワークの普及・活用を図ることが重要である。

8. おわりに

○ 現状ではテレワークを普及する上での課題もあるが、上記に掲げた 各種の取組を推進していくことにより、働く人、企業、社会のすべて がメリットを享受できる良質なテレワークを推進していくことが必要である。

- 6. に掲げた施策については、平成27年度の概算要求に盛り込む ことや税制面の検討も視野に入れて、できるところから速やかに対応 していくことが重要である。
- また、テレワークの普及・活用が促進されるよう、テレワークに関する政府の取りまとめ部門を明確化し、政府として一体的に取組を進めていくことが求められる。

テレワーク推進特命委員会の開催実績

平成 25 年 12 月5日 第1回

〇議題:「在宅就業・在宅勤務に関する小委員会中間取りまとめ」以降の政府

の取り組み状況及び現状

関係省庁ヒアリング:内閣官房、総務省、厚生労働省、

経済産業省、国土交通省

〇概要:自由民主党労働調査会在宅就業・在宅勤務に関する小委員会の中間

取りまとめ(平成16年6月)以降の政府の取組状況等について、

関係省庁からヒアリング

平成 26 年 1 月 3 1 日 第 2 回

○議題:テレワークの現状と課題について 一般社団法人 日本テレワーク協会

会長 宇治則孝氏

〇概要:テレワークという働き方の調査研究・普及推進活動を展開してきた 団体から、テレワークの現状と課題についてヒアリング



第1回テレワーク推進特命委員会でのヒアリングの様子

平成 26 年 2月 21 日 第 3 回

○議題:テレワークの取組の状況について

1. 実施企業 明豊ファシリティワークス株式会社

代表取締役 坂田明氏

2. 実施労働者 日本電気株式会社

人事部 キャリアアドバイザ 篠崎由美子氏

〇概要:企業と労働者それぞれの立場から、実際にテレワークに取り組んで

きた経験等についてヒアリング

平成26年2月27日 第4回

○議題:佐賀県におけるテレワークの取組の状況について 佐賀県庁 最高情報統括監(CIO)森本登志男氏

〇概要:テレワークに積極的に取り組んでいる佐賀県庁から、公的機関にお

けるテレワークの取組の状況についてヒアリング

平成 26 年 3 月 12 日 視察

〇概要:最新の機器を活用したテレワークの実情を実際に見て、また、体験 するため、テレワークを推進している企業(日本マイクロソフト株 式会社)を視察



日本マイクロソフト株式会社での 視察の様子①



日本マイクロソフト株式会社での 視察の様子②

平成 26 年3月 13 日 第5回

○議題: 1. クラウドソーシングについて ランサーズ株式会社 代表取締役社長 秋好陽介氏

> 2. テレワーク普及の課題と解決策 株式会社ワイズスタッフ 株式会社テレワークマネジメント 代表取締役 田澤中利氏

〇概要: クラウドソーシング事業を手がける企業から、第2回委員会で議論 されたクラウドソーシングについてヒアリングを行うとともに、テ レワークの普及等に取り組んでいる企業代表から、テレワーク普及 の課題と解決策についてヒアリング

平成 26 年 3月 27 日 第 6回

〇議題: 1. テレワーク普及の現状と課題 - 社会変革としてどう位置づけるか-

株式会社NTTデータ経営研究所 ソーシャルイノベーション・コンサルティング本部 上席研究員 小豆川裕子氏

2. とりまとめに向けたフリートーキング

〇概要:テレワークに精通した学識経験者から、テレワーク普及の現状と課題についてヒアリング

平成26年5月9日 第7回

○議題: 1. 良質なテレワークの普及・活用に向けて(案)について

〇概要:これまでの議論等を踏まえ、テレワーク推進特命委員会としての提言案について議論、とりまとめ

テレワーク推進特命委員会

平成25年10月17日設置 平成25年12月 5日現在

委員長 木村 太郎

委員長代理 永 岡 桂 子 橋 本 岳

岩 井 茂 樹

副委員長 うえの 賢一郎 関 芳弘 薗浦 健太郎

橘 慶一郎 とかしきなおみ 松 本 洋 平

武 藤 容 治

中 西 祐 介 三原 じゅん子

事務局長 髙 階 恵美子

事務局次長 福田達夫

幹事 穴見陽一 大野敬太郎 金子恵美

田畑裕明 武部 新堀内詔子

宮 崎 謙 介

長谷川 岳